

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年1月8日(金曜日)

午後 1時32分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 2時24分 散会

付託事件

- (1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号, 平成27年請願第6号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ③ 平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願

(2) 報告事項

- ① 水戸市教育施策大綱について (教育企画課)
- ② 「ゾーン30」について (学校教育課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	田 口 米 蔵 君	副委員長	堀 江 恵 子 君
委員	田 中 真 己 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

保健福祉部長 兼福祉事務所 所 長	根 本 一 夫 君	保健福祉部 参 事	長 須 賀 良 明 君
福祉事務所 参 事 兼 福祉総務課長	出 澤 秀 行 君	福祉事務所 参 事 兼 生活福祉課長	播 田 実 俊 一 君
保健福祉部 参 事 兼 介護保険課長	豊 崎 和 馬 君	保健福祉部 参 事 兼 保健 センター所長	大 曾 根 明 子 君
障害福祉課長	小 山 忠 君	高齢福祉課長	谷 津 好 行 君

子ども課長	柴	崎	佳	子	君	国保年金課長	田	中	誠	一	君	
消 防 長	清	水		修	君	消 防 次 長	大	津	孝	司	君	
消防本部参事	黒	田	信	次	君	消防本部技監	綿	引	信	明	君	
消 防 本 部 参 事 兼 消防総務課長	小	泉	直	紀	君	北 消 防 署 長	鈴	木		豊	君	
南 消 防 署 長	石	川		隆	君	火災予防課長	大	内	康	弘	君	
消防救助課長	大	越	唯	行	君	救 急 課 長	石	田	宏	一	君	
教 育 長	本	多	清	峰	君	教 育 部 長	中	里	誠	志郎	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事	今	川	宗	男	君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	増	子	孝	伸	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼児教育課長	篠	原		勤	君	教育委員会 事務局教育部 技 監 兼 学校施設課長	七	字	裕	二	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 生涯学習課長	塚	原	広	孔	君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 中央図書館長	五	上	義	隆	君	
総合教育研究 所 長	小	野	司	寿	男	君	学校教育課長	三	宅		修	君
歴史文化財 課 長	白	石	嘉	亮	君	総 合 教 育 研究所副所長	鈴	木		功	君	
内原中央公民 館 長	龍	田		理	君							
6 事務局職員出席者												
書 記	安	田	理	恵	君	書 記	嘉	成	将	大	君	

午後 1時32分 開議

○田口委員長 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願、平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願及び平成27年請願第6号 学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

初めに、水戸市教育施策大綱について、執行部から説明願います。

増子参事兼教育企画課長。

○増子教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 それでは、水戸市教育施策大綱について御説明いたします。

お手元に配付してございます教育企画課提出資料をごらん願います。

初めに、1の大綱の策定についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行となりました。

この改正により、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われました。

こうした改革の一つとして、地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長は地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針を定める大綱を策定することとされました。また、大綱を策定する際には、あらかじめ総合教育会議において協議することとされました。

このようなことから、本市では市長と教育委員会を構成員とする総合教育会議における2回の協議を経て、市長が昨年12月に水戸市教育施策大綱を策定いたしました。

次に、2の大綱の期間につきましては、平成28年度から30年度までの3年間としてございます。

次に、3の大綱の内容についてでございますが、裏面の水戸市教育施策大綱で御説明いたします。

裏面をごらん願います。

初めに、本市の教育目標でございますが、知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめるを掲げました。

次に、基本理念でございますが、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成といたしました。郷土水戸への誇りや思いやりの心を育みながら、世界に羽ばたき、グローバルに活躍できる人材を育成するため、水戸ならではの魅力ある教育を推進するものでございます。この理念のもと、3つの基本的方向とそれに基づく9つの基本目標を定めました。

基本的方向1につきましては、子どもをしっかり育てる環境づくりの推進といたしまして、家庭、地域、学校など社会全体で子どもをしっかり育てる環境づくりを推進するものでございます。

基本目標1として、人間としての基礎を育む家庭づくり、基本目標2として、安心で安全な地域づくり、基本目標3として、子どもをしっかり育てる学校づくりを掲げてございます。

基本的方向2につきましては、一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進といたしまして、確かな学力や、郷土を愛し、社会に貢献しようとする心の育成を図る取り組み等を先進的に進める水戸スタイルの教育を、学校教育などにおいて推進するものでございます。

基本目標4として、世界で活躍できる資質を磨く教育、基本目標5として、郷土を愛する心を育てる教育、基本目標6として、豊かな感性や強い精神力と身体を育てる教育を掲げてございます。

基本的方向3につきましては、参画と協働の人づくりの推進といたしまして、若者の社会参画や生涯学習による地域を牽引する人材の育成、また、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成するものでございます。

基本目標7として、社会に参画する若者づくり、基本目標8として、社会や地域のために自ら活動する人づくり、基本目標9として、歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくりを掲げてございます。

今後につきましては、大綱記載の展示パネルを作成し、市立幼稚園、保育所、小中学校、市民センター、スポーツ施設等へ掲示し、また、全市立小中学校の教職員に配付する水戸の学校教育などの冊子に掲載し、周知に努めるとともに、市長部局と教育委員会とがしっかり調和し、大綱の具現化に向け、一体的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**田口委員長** それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○**田中委員** 本年もよろしく申し上げます。

新年早々、大変大きなテーマであります。3点ばかり御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、この冒頭、課長さんから御説明がありました大綱策定の背景についてでありますけれども、いわゆる地教行法の改正に伴うものだという事でございます。

これが一昨年の6月に国会を通ったわけですが、当時、教育関係者が立場を超えて心配、反対を表明した問題でもあるということがありますので、それにかかわって1つ聞きたいと思うんですけれども、当時、これまで教育行政の中心的な責任を持ってきた教育委員会ではなくて、首長に教育政策の大もととなるこの大綱を策定するという権限を与えて、総合教育会議についても首長が主催するというふうに変ったわけでございます。

これにかかわって、当時の議論として出たのは、首長が予算編成権やさまざまな教育環境の整備、教育の営みを支えるという役割を持っているというのは当然のことながら、同時にその教育委員会の専権事項としての、例えば教育の内容にかかわる部分だとか、教科書の採択だとか、人事だとか、そういった問題について政治的な介入のおそれがあるのではないかと、中立性という話を冒頭、課長さんもされましたけれども、それが担保されないのではないかと議論がいっぱいあったわけですね。

そのことにかかわって、一応、水戸市の教育委員会の見解を冒頭、聞いておきたいと思うんですけども、この大綱を今一読しますと、懸念されたような、例えば首長の政治的立場に基づいて、例えば特定の教科書を採択していくことだとか、あるいは学力テストの学校別に成績発表をすとか、そういったことは入っておりませんので、常識的なといいますか、これまでの水戸市の実践につながるものだというふうには思いましたけれども、枠組み上は教育委員会の考え方と違うものを首長が出したとしても、これは大綱としてはなり得るという問題もあるわけですね。

ですから、今は高橋市長ですけれども、市長が誰になろうとも、本来は教育委員会が教育の中身については責任を持って政治的な中立を確保するということが今後も求められるというふうには私は思っているんですけども、こういった問題について、教育関係者からも懸念の議論があつてできた改正なんですけれども、そういった点についてはどういうふうにお考えなのかというのをまずお聞きしたいということが1点です。

それから、総合教育会議においてこれを議論して、今回大綱が策定されたんだと思うんですけども、例えば首長と教育委員会の間で意見の違いがあつたり、あるいは採用、不採用とするに当たって何か特徴的な議論があつたのか、そういったあたりについてもお聞かせいただければというふうに思います。

○田口委員長 増子参事兼教育企画課長。

○増子教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 まず初めの、政治的中立性、教育行政に市長の考え方が及び、政治的中立性が保たれなくなるのではないかと懸念の御質問でございますが、今回の改正におきましては、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、大綱は首長が策定するものとされましたが、策定の際は教育行政に混乱が生じないようにするため、首長と教育委員会との間で十分に協議を尽くすこととされております。

また、教育委員会が所管する事務事業の執行権限は、これまでと同様に教育委員会に留保されておりますので、政治的な中立性はこれまでと同様に維持されるものと認識をしております。

次に、総合教育会議での意見の食い違いということの御質問でございますけれども、大綱策定に当たりまして2度の総合教育会議を開催し、委員の皆さんからの御意見と、市長の考えとのすり合わせといたしますが、協議調整が行われました。その中で、教育委員さんのほうからお話があつたのが、就学前の幼児期の教育、水戸スタイルの教育、家庭や地域の教育力の向上については特に大綱に盛り込むべきであるといった御意見をいただきまして、これもそれを反映した形で、この大綱を策定しております。

また、原案を示した際に、基本目標7のところなんですが、「社会に参画する」という文言がございますが、当初お示した案は「参加」となっておりました。この点について、教育委員さんのほうから、18歳から選挙権が付与されたことを考えますと、意図を持ってそこに参加し活動するという意味合いからも「参加」ではなく「参画」が妥当ではないかと、そういった意見がございまして、大綱の原案を協議、調整する

というようなこともございました。

また、基本目標5の2行目でございますが、「郷土に対する理解と関心を深め、郷土を愛する心と社会に貢献しようとする態度を育成します」という表現につきましては、当初、「郷土を愛し、社会に貢献しようとする態度を育成します」というようにしておりましたが、この点につきましても教育委員さんのほうから、郷土を愛するだけではなくて、まず理解と関心を深めることが重要ではないかと、そういった意見がございまして、市長と教育委員会の合意のもと、修正が行われたと、そのような経緯がございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 今、議論があった点についてはそのとおりのなだらかなというふうに思っております。

今回の大綱で、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成という基本理念がうたわれているわけですが、水戸を愛してもらうには、日々過ごす、例えばこの基本目標3には、子どもをしっかり育てる学校づくりというのがありますが、全体を見ると、私はここが中心なのかなというふうに思ったわけです。

心豊かに過ごせる教育環境の整備だとか、より質の高い学校教育の推進ということで、日々子どもたちが過ごす学校が、一般質問等でも多くの議員さんが出しますけれども、非常に古いままの学校があったり、一方では最新の新しいものがあったりという、そういう教育条件の差も現実にはあったりするわけですし、少人数でできているところもあれば、マンモス校もあるという現実があるわけですので、そういったあたりについては首長が、選挙公約との関係もあるとは思いますが、少人数学級とか老朽校舎の改築とか、開放学級についても例えば全学年実施するとかというような諸条件の改善に取り組むのは当然の責務だろうというふうに思いますけれども、同時に、繰り返しになりますけれども、教育委員会が首長から、教育の特に内容については、独立性をきちんと確保して、合議制の委員会としてしっかり立場を堅持してもらいたいというふうに思うところであります。

この大綱についても一つ聞きたいのは、水戸市第6次総合計画の教育分野において掲げている目標だとか、あるいは市政概要にもあるんですけれども、平成27年度水戸市教育行政方針というのがあるわけで、既に水戸市の教育目標がいろいろあるわけです。まごころプランとかふれあいプランとか、既に日々実行されているその教育行政の目標と何が違うのか、あるいはどこがリンクしているのかというあたりを、もうちょっと御説明いただけないかなと思うところであります。

基本的には変わらないんだよということなのか、この大綱をつくったことによって何かその力点が変わるとか、そういったことがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○田口委員長 増子参事兼教育企画課長。

○増子教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 このたび市長が策定した大綱は、水戸市第6次総合計画一みと魁プランに盛り込まれておりますソフト、ハードを含めたさまざまな施策を市長と教育委員会とが再確認するものでもあるというように認識しております。したがって、この大綱が策定されまして、今後この具現化を図っていかねばならないわけでございますけれども、水戸市第6次総合計画の着実な推進が大綱の実現につながるものと考えております。また、その実現のためには、予算の確保、市の計画としての位置づけ、今年から移管となったスポーツや芸術文化を所管する部局との連携なども必要となるもの

と考えております。そのため、市長は大綱の策定に当たりまして、副市長をトップに総務部、財務部、市民協働部などの関係部長を構成員とする補助機関、水戸市教育施策大綱検討委員会を組織して原案が作成されました。

今後、教育委員会におきましても、水戸市第6次総合計画の3か年実施計画や当初予算との整合を図りながら、取り組むべき具体的な施策について検討を進め、年度末に教育委員会会議に諮り策定しております教育行政方針にその施策を位置づけ、大綱の具現化に向け事務事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 大綱はこの平成28年度から30年度の3年間なわけですが、水戸市第6次総合計画はもっと長いわけで、また各年度の教育行政方針も基本的には同じような内容で踏襲されてずっとやっているわけですね。

ですから、しかし、水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成という理念を本当に実行する水戸市第6次総合計画になっているのかとか、3か年実施計画も例えばローリングが先送りされて、いろんなものが後回しとか、そういうことでは困るわけですので、その辺が、つくっただけで終わらないような形にならないと意味がないのではないかなと思うところであります。

ちょっと関連して、今回の地教行法の改正議論の中で、教育委員会のあり方についても、随分国会でも議論がされたようであります。民意をつかむ努力だとか、活性化に取り組む必要性があるんだということがありました。先ほど来申し上げている、首長が政治的な介入をすることはもちろん厳に戒めなければならないことですが、市長は市長として民意を受けて当選をしてくるという面もあつつつ、同時に独立した教育委員会が学校現場ですとか保護者ですとか教職員だとか、そういった要望をしっかりと反映して活性化した議論が行われて、教育行政の責任を持っていくという姿になるべきだという議論もさんざんありました。

国の調査で、学校や事務局に寄せられた意見を教育委員会の会議で紹介していない教育委員会が、都道府県、政令指定都市では83.3%、その他の市町村では62.3%ということ、それから公聴会ですけれども、そういう意見交換を行っていないのが都道府県、政令指定都市で48.5%、その他の市町村69.4%、世論調査やアンケートなどを実施していないというのが都道府県、政令指定都市で68.7%、その他の市町村で89.5%だと、これは国会で文部科学省初等中等教育局長が答弁しているのを引用させていただきましたけれども、つまり、形骸化をしないように保護者とか住民とか、あるいは教職員の意見を聞く、そういう改革が必要なんだということが国会でも議論がされていますし、私もそう思うんですけれども、水戸市においては、当委員会に教育委員会でどういう議論がされたのかという系統立った報告はいただいてもいますけれども、今言ったようなそういう現場の声を聞くような取り組みを一層していくことも必要なのではないかなとも思うんですけれども、例えばこういった問題が総合教育会議では議論がなされているのか、あるいは今言ったようなことを水戸市では、もう既に実施していればいいことなんですけれども、実施状況はどういうふうになっているのか、あわせて最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○田口委員長 増子参事兼教育企画課長。

○増子教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 このたびの制度改革におきまして、総合教育会議が設

置されました。これまで予算の編成、執行、条例の提案など教育に関する大きな権限を持つ首長と教育委員会とが議論する場がまずなかったということがございます。このたびの制度改革で総合教育会議が設置されることとなりましたけれども、この制度改革によりまして、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になりますとともに、首長が公の場で教育行政について議論することが可能となりました。

また、首長と教育委員会が協議、調整することによりまして、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たることができるようになったものと考えております。

また、首長は民意を代表する立場にございますけれども、この大綱の策定に当たりまして、教育、地域住民の民意が今まで十分に反映されていなかったのではないかなという懸念もございましたが、この大綱を策定する際もそうですけれども、地方公共団体としての教育行政に関する方向性が明確になったものと考えております。

また、教育委員会会議の中でも、現場の声を聞く機会、こういったものは問題提言がされておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 何度もすみませんが、最後にします。ぜひ保護者とか住民とか教職員の意見を聞く、活発な教育委員会、あるいはこの会議にしていきたいと思いますというふうに思います。私どもも保護者や住民等のいろいろな要望を受けて、議会でも質問、提言させていただいているわけですけれども、本来そういう要望を、事前に教育委員会としてもつかむし、首長はすぐさま改善に取り組むというような流れがあってしかるべきだというふうに思いますので、そういった取り組みを今後もやっていただくように要望して、私からは終わりたいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、田中委員さんがいろいろ論議をしたところでございますけれども、要は今度の制度改革の中で、教育長さんを首長が選ぶと、こういうことになった。そしてこの大綱にも市長の意見が盛り込まれるようになったということになると、市長さんが考えている、選挙で公約しているその教育に対する考え方がより浸透すると、こういう部分についてはプラス材料ではないかなと。一方で、教育の中身が、いわゆる行政色が強くなると、こういうふうな傾向がある。

したがって、教育に関心のある首長さん、4年に一度選挙があるわけですから、これが永続的に続くわけではないんですね。そうすると、教育に対してより深い洞察力、考え方を持っている市長さんのときと、それからそうではない、今の市長は教育に対してやはり真剣に考えていると、こういうふうに思っておりますけれども、そうではない市長さんが誕生されたときには、やはりその教育に対する考え方が、いわゆる政治的な考え方に偏ってしまう可能性がある。そういったところで、これまで教育長のもとで教育機関として独立性を発揮せよと、こういうことだったんだというふうに思うんですね。

しかし今度、こういう制度になりました。大綱がつくられました。この大綱を見ると、そんなに目新しい項目はないんですよ、この中には。今まで、これまでいろんな形でいろんな場所で言ってきたものが、いわゆるここの大綱という中に文言として入ってきたと。確かに参加から参画になったとか、それはいろいろあ

りますけれども、しかし、それは大勢に大きな影響を与えるようなことではなくて、いわゆるよく考えればこれがいいのではないかという程度で、教育委員会の教育委員さんの意見が終わったのではないかと。

私が今申し上げたいのは、いわゆる教育というのは、やはり不変でなければならない。そのときの首長によって右往左往する、こういうことではない。したがって、これからの役割としては、確かに市長が選ぶ教育長ではありますけれども、教育長は確固たる信念を持って、その教育に対する考え方をきちんと、やはり具現化するための方策も含めて整理をしていかなければならない。今度の大綱の中でも、いわゆるこれができれば確かにすばらしい。

しかしここには、どうしてこれをやっていくのかということはないんですよ、大綱ですから。そうすると、これを予算化していくということになると、1つはこれをやるためには、まずマンパワーの整理をしなくてはならないよ。今の教育にプラスしてこういうことを目的に、今度は現場の中でもやっていきたいと思いますということですから、いわゆるそのある程度の時間もとっていかなくてはならない。

そうすると、どういうふうな、いわゆるその教育の具現化をするための方策をつくっていくのかということになると、やはりその総合教育研究所の力、総合教育研究所の役割、これはやはり相当大きなものになっていくはずなんです。

その辺について、今お考えになっていることがあればお聞かせいただきたい。というのは、平成28年度からスタートしますよと言っているわけですね。3月には恐らく予算化もして、これを具現化するための幾つかの施策が、平成28年度からのスタートとしてのってくるんだと思う。

そうすると、どのように具現化していくのかということが、今の段階でおおむねわかっているのか、それともこれから早急に、年明けたからラストスパートで頑張って検討してつくっていくんですよ、そのときに果たして予算が間に合うのかどうか、こういう問題があるのではないかと。

この辺について、わかっている範囲で結構です。別に今これに対し正解を求めているわけではないので、今こういう心配がありますよということを申し上げました。したがって、それに対して何かお考えがあればお聞かせいただきたい。なければ、今のところないという答弁でも結構です。

○田口委員長 増子参事兼教育企画課長。

○増子教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 この大綱の具現化を図るためには、委員がおっしゃったとおり予算化がもちろん必要だと思います。そのため、この大綱を作成する段階で、先ほど申しましたが補助機関、水戸市教育施策大綱検討委員会、この中に財務部長、それから政策の位置づけということで市長公室、こういった部局を入れて協議するというような形をとっております。

具体的に取り組むべき方策につきましては、この当初予算との整合が図られませんか、もちろん実施ができないということがございます。今まで実施してきた事業の拡充、それから新たな取り組みも今計画しているものがございます。それにつきましてもまだ予算編成期間中でございますので、各課できっちりと丁寧に予算確保のための説明をして予算を獲得し、具現化に向けた事務事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 意見だけ言って終わります。いずれにしても、今その各課、各部長さんが集まってその補助機

関をつくったよと、こういうことです。しかしながら、一般的な傾向を言うと、ほかの部長は教育委員会を応援してくれないよ。自分のところの予算をとるのに一生懸命なもの。だから、そんなの当てにならないと思うんだよ。

要は教育委員会が、この大綱に基づいて教育長を中心に、平成28年度にこれやっけていくんだ、そのためにこの予算が必要だよ、こういうことをやはりしっかり、声を大きくして、今度は市長が親分なんだから、市長を通して声を出していくということにならないと、なかなか私は予算どりというのは、教育委員会の予算を今までずっと見てきたけれども、学校を建てる予算が一番の予算だよ。あとはみんな人件費で終わってしまっている。新たな政策に対する予算というのは、これまでそんな大きなものはついたことない。したがって、その辺が一番懸念される場所。

ただ、今度は親分が市長ということなので、やはり市長さんにもよく、この教育委員会がお考えになっている、もしくは教育長さんがお考えになっている、その内容、教育内容を十分理解をしていただいて、そして市長のほうからでも財務部長に、この予算については絶対つけると、こういうふうなことでも言っていたかないと、特にこの平成28年度は間に合わないよ。9月、10月には第1次の予算はもう出しているわけですから。恐らく今落ちたものの2次調整をやっているかやっていないかぐらい、それも終盤だと思うんですね。

ですから、そういうことからすると、新規予算というのはなかなかつけづらい環境があるので、ぜひその辺は、教育長さんも、体も大きいし声も大きいんですから、頑張ってください、そしてしっかり予算どりをしていただくように、我々も文教福祉委員会として応援したいと思いますし、頑張ってくださいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、「ゾーン30」について、執行部から説明願います。

三宅学校教育課長。

○三宅学校教育課長 それでは、「ゾーン30」につきまして、お手元の学校教育課提出資料により御説明をいたします。

第1に、「ゾーン30」の概要につきましては、市街地等における生活道路や通学路の安全を確保し、歩行者、自転車の安全な通行を最優先とするため、国と警察庁においてゾーン30対策の整備を図ることとしてございます。そのため、水戸警察署が主管となる事業ではございますけれども、本市の関係各課が水戸警察署と連携を密にしながら、通過交通及び速度の抑制などが必要な区域に対して、最高時速30キロメートルの区域規制や路側帯の設置、拡幅などの各種交通安全対策を実施していくものでございます。

第2に、設定の要件等につきましては、1つ目に、市街地で、生活道路が集積している区域、2つ目に、自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全が優先されるべき区域、3つ目に、抜け道として通行するような通過交通の抑制及び速度抑制が必要と認められる区域が要件となっております。

第3に、整備計画につきましては、水戸警察署では、管内の水戸市、茨城町、大洗町において、平成

24年度から平成28年度までの5年間で整備を予定しております。

本市では、平成24年度に城東地区、25年度に浜田地区、昨年度は吉沢地区及び吉田地区を設定し、今年度につきましては新荘地区及び常磐地区を設定することについて、水戸警察署が茨城県公安委員会に上申し、決定を受けたものでございます。平成28年度につきましても、警察と本市が協議を行うとともに、地域や学校等の意見を踏まえながら実施をしてまいります。

第4に、今回のゾーン30における整備例といたしましては、水戸警察署が行う整備としまして、区域内の生活道路の時速30キロメートル規制やゾーン30の路面標示、道路管理者である水戸市の行う整備といたしまして、区画線の設置などによりまして速度が出にくい道路とするものでございます。

具体的には、別紙のA3でつけております新荘地区及び常磐地区ゾーン30整備計画図に基づき御説明をいたします。図のほうをごらんいただきたいと思います。

オレンジ色の線で囲まれましたクリーム色の部分、こちらが今回のゾーン30の指定区域で、面積は全体で約90ヘクタールとなっております。図面の主に右側のピンク色の線、こちらが新荘小学校の通学路で、左側のピンク色の線が常磐小学校に向かう通学路でございます。青色の二重線の場所は路側帯の設置、拡幅のため区画線を設置する予定の箇所でございます。交差点を明確にする箇所には、赤丸で示した箇所にクロスマーク等の路面標示を行うほか、緑色を赤で四角に囲んだ線の場所にスクールゾーンの路面標示を行う予定でございます。なお、赤枠のない緑色の表示がほかに4カ所ございますけれども、こちらは既にスクールゾーンの路面標示がされている箇所でございます。

ゾーンに進入する道路には、茶色の丸印の箇所、こちらにゾーンへの入り口を明確にするため、ここからゾーン30の区域内であることや、時速30キロメートルの規制を示す交通標識の設置と路面標示を行うこととなります。黒の丸の箇所は、時速30キロメートル規制の標識が既に現在も設置されている箇所でございます。

また、新荘小学校のすぐ南東方向のアルファベットのAとする箇所でございますけれども、図の左上の拡大図にございますように変則交差点となっておりますことから、ドライバーが視覚的に立体に見える路面標示を行うことで、交差点付近での減速を促すものでございます。

資料の説明につきましては以上でございますが、教育委員会といたしましては、学校、PTA等の要望を踏まえながら、通学路としての安全確保の観点から、関係各課や水戸警察署等と連携して、ゾーン30の設定のほか、さまざまな通学路の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この案件につきましては、本日、総務環境委員会、都市建設委員会でも同様の報告をしてございます。

以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 今回、ゾーン30の新たな設定が新荘地区及び常磐地区ということで、これまで安全対策というところ、どちらかと言うと交差点の改良であるとか、道路の拡幅であるとか、いろいろと部分的な整備が行われてきた。ところが、こういう面的な整備で安全対策を図っていこうというのが平成24年度から始まった

わけですね。

水戸では城東、浜田、吉沢及び吉田地区と、3カ年実施してきたわけですが、これまでこういった面的なゾーン30の安全対策をやってきて、どのような効果が実際上がっているのか、この今までの整備箇所ですらどのような効果があったのかなというのを、わかればちょっと教えていただきたいなど。

○田口委員長 三宅学校教育課長。

○三宅学校教育課長 ただいまの高倉委員さんからの御質問でございますけれども、効果としまして、警察のほうで通過車両の通過速度、また人身事故の件数という観点で効果のほうを検証してございます。

まず、通過車両の速度でございますけれども、城東地区におきましては平成26年度、ゾーン30設定前と比べて通過速度が時速9キロメートル減少しているという結果が出ております。浜田地区におきましてですけれども、こちらも柳町の調査地点ではゾーン30の設定前に比べてマイナス時速8キロメートル、本町の調査地点では設定前に比べてマイナス時速13キロメートルという効果がございます。吉沢・吉田地区に関しましてもマイナス時速6キロメートルの効果があるということでございます。

また、人身事故の件数でございますけれども、城東地区と浜田地区合わせて平成24年度は22件人身事故がございました。こちらが平成25年度は合わせて18件、26年度は16件、27年度はまだ年度途中ですけれども、現在のところ3件と大幅に減っております。吉沢地区及び吉田地区につきましても、昨年度18件のものが今年は今のところ2件ということで、人身事故の件数、通過車両の速度、こちらの両方の面から見ても効果は十分にあるということでございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 今、課長のほうからお話ありましたけれども、それぞれの地区で速度を落とすような効果もあると。また、人身事故も減ってきているということで、一定の効果があるんだということが改めてわかったんですが、すぐに、こういう面的な整備ですから、やったからすぐにその効果がそこに住んでいる人全員に理解してもらうというのが、なかなか大変な面もあるんだろうと思います。

そういった部分で、年を追うごとにその効果が上がってくるんじゃないかなと、そういうふうな今の報告を聞いて思ったんですが、今回の新荘地区及び常磐地区を今年度整備するということですが、これまでの平成24年度、25年度、26年度のそれぞれの整備を受けて、例えば、こういった面をもう少し改良したらいいのではないかと、ゾーン30においてこういったものも取り入れたほうがいいのではないかなという、その新たな、これまでの3カ年と違うような整備があればちょっと教えていただければと思います。

○田口委員長 三宅学校教育課長。

○三宅学校教育課長 整備手法としましては、特に大きく変わったものというのにはございません。ただ、実際今のお話にもございましたけれども、ゾーン30を設定するだけでは、やはり効果がありませんので、対象の地区につきましては周知を徹底しまして、地区の住民の御理解というのは得て実施するものでございますけれども、やはり通過車両、そういったものもございますので、そういった車両への注意喚起ですとか、設定した後の警察による巡視、こういったものもあわせてやっていく必要があると考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうですね、やはりこれは前に実施した地区でもちょっと話をうかがったときに、やはりそこ

の住民の方は、いろんな説明があつたりして理解も済んでいる。ただ、そこを通過する一般車両もあるんだと、そういう方々に対して定期的なそういう注意喚起であるとか、周知をやっていないことには、なかなか効果も上がらない部分もあるよということで、つくったからいいのではなくて、定期的なそういう周知の仕方であるとか、巡回とか、そういうこともやっていくというのが、私は効果を高めていくことになるのではないかと思うんですね。

それと、最後にもう一点なんですが、今回ゾーン30ということで、通学路の安全対策ということで、ここ数年全国的にも通学路で大きな事故があつたということで、水戸市においても通学路の総点検をされたと思うんです。今回こういう面の対策もやりますけれども、そういった通学路の安全対策の、今の実施状況もあわせてお聞かせください。

○田口委員長 三宅学校教育課長。

○三宅学校教育課長 通学路の安全対策の実施状況でございますけれども、特に平成24年4月に起きた京都府での痛ましい事故、これを踏まえて緊急点検調査を行ったわけでございます。

その後も、毎年学校における現況調査なども行っているのにあわせて、水戸市におきましては平成25年度に関係各課が連携して交通安全対策の横断的な円滑な推進に努めるということで、水戸市立小中学校通学路安全対策連絡会議、こちらのほうを設置して、横のつながりも連携を図りながら対策を講じているところでございます。

さらに、今年度につきましては、庁内だけではなく国道を管轄する国ですとか、あとは県道を管轄する県、また警察、あと学校、保護者も加えた水戸市通学路安全対策推進会議、こういったものを設立いたしまして、各関係機関で情報を共有するほか、いろんな管理者が関連するような対策箇所等もございまして、連携を密に図りながら通学路の安全対策を推進していくということで、事業のほうを進めております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 今おっしゃったように、今回の対策も含めて通学路の安全対策はいろんな課題があると思うんですね。まだまだ、こういった地域だけではなくて、それぞれの学区であるとか、いろんなところで安全対策の要望も上がっているというふうに思います。そういった対策を、具体的なことも一步一步進めていただきながら、子どもたちであるとか、またあるいはそこに住んでいる方々の安全対策をしっかりと図っていただきたいというふうに、最後意見を述べて終わりにいたします。

○田口委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 2点ですけれども、御説明いただいた計画図がありますけれども、旧国立水戸病院の前、今福祉施設とかがありますが、そこに面している道路は除いているという意味なんだと思うんですけれども、なぜかということでもあります。幅員が大きいとか、車両優先とかという意味なのかなとは思いますが、福祉施設があつたりあるいは高校もあつたりするわけなので、その考え方はどういうことなのかなというのをお聞きしたいと思います。

それから、スクールゾーンの設置ですけれども、この整備例の、水戸警察署と水戸市の区分けが1枚目にありますけれども、区画線の設置等というのが水戸市だということですが、このグリーンのスクールゾーン

路面表示は水戸市の仕事ということで理解していいのかなと思うんですが、その設置する場所の考え方なんですけれども、例えば国道50号から入る入り口からゾーン30が始まるので、例えばそこに設置したほうが効果的なのではないかとか、あるいは例えば東海村なんかに行きますと、通学路といえども歩道が全部緑色というところもあるわけなんですけれども、それは予算の関係でそういうふうな区画線にしているのか、ちょっとわかりませんが、その辺の判断といいますか、水戸市の基準といいますか、そういったものがあるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○田口委員長 三宅学校教育課長。

○三宅学校教育課長 ただいまの田中委員さんの御質問でございますけれども、まず1点目の県道赤塚馬口労線のところがゾーン30の区域に入っていないのではないかとということなんですけれども、基本的にゾーン30は2車線以上の車線がある道路で区切られた中の区域の整備をするというのが対策になっております。

ですから、ここの県道赤塚馬口労線につきましては、路線バスも通っていてセンターラインもある2車線の道路になっておりますので、この新荘地区及び常磐地区はこの県道で区切られた2つの区域がゾーン30の区域となっているという考え方でやっておりますので、このゾーン30の区域を区切る一辺の道路として県道は位置づけられているものでございます。

スクールゾーンの設置ですけれども、まず、このスクールゾーンの路面標示、こちらにつきましては水戸市のほうで行う事業でございます。設置の考え方ですけれども、今回新たに設置する場所につきましては、朝の時間帯に車両の通行規制を行っている道路となっております。

午前7時半から8時半は、車両が入らない道路ということがありますので、また、水戸第一中学校、新荘小学校という学校が近いという場所も踏まえて、スクールゾーンを新たにここにも、既存のものが2カ所ありますけれども、新たに水戸第一中学校に向かうところに設置をするというものでございます。

そのほかのスクールゾーンの設置の仕方につきましては、それぞれの通学路における交通状況等も踏まえて、それぞれの場所で個別に判断しているものでございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 それでは、この件について終わります。

次に、水戸市医師会との意見を聞く会の開催についてであります。

日程につきましては、さきの委員会において、1月28日木曜日、午後4時から開催することで決定したところでありますが、その後、正副委員長で協議を行い、テーマを水戸市休日夜間緊急診療についてと水戸市における医師及び看護師等の現状についての2項目とさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 2時24分 散会